

監査事務局指名業者選定等委員会要綱

(平成12年6月1日付け12川監第124号)

(目的及び設置)

第1条 監査事務局が所管する機器導入及び委託業務等に係る契約事務の公正かつ適正な執行を図るため、監査事務局指名業者選定等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 契約予算額が川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第24条の2各号に規定する金額を超える委託契約又は賃貸借契約に係る指名業者の選定に関する事。
- (2) システム（電子計算組織による処理を行うために必要なハードウェア及びソフトウェアをいう。）の選定及び入札仕様の審査等に関する事。
- (3) 業者からの提案書等の分析評価に関する事（コンペ方式による随意契約に限る。）。
- (4) その他必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 監査事務局長
 - (2) 行政監査課長
 - (3) 財務監査課長
 - (4) 財務監査課担当課長
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、委員長が指名する者
- 2 委員会の委員長は、監査事務局長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、行政監査課長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は、監査事務局行政監査課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。